

平成30年度第1回滋賀県社会福祉審議会概要

- 1 開催日時 平成30年5月25日（金）午前10時00分～11時48分
- 2 開催場所 滋賀県庁北新館5階5-A会議室
- 3 出席委員（五十音順、敬称略）19名
安部侃 岩佐弘明 上野谷加代子 江上陽子 小山万亀子 北岡賢剛 小林江里子
崎山美智子 白井京子 城貴志 塚本茂樹 田野節子 中川英男 中村宗寛
中村裕次 花房正信 藤澤直広 宮川富子 渡邊光春
- 4 欠席委員（五十音順、敬称略）7名
伊崎葉子 尾崎美登里 佐藤誠 塚本秀一 中島みどり 濱上洋 丸本千悟
- 5 事務局
川崎健康医療福祉部長、市川健康医療福祉部次長
健康福祉政策課：正木課長、海老根課長補佐、関副主幹、小寺主査、安達主査
医療福祉推進課：大岡課長、福田主幹
障害福祉課：丸山課長、橋本参事、清水係長、早尻主査
子ども・青少年局：南局長
- 6 進行
 - (1) 健康医療福祉部長あいさつ
 - (2) 障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指
すための条例の骨格（答申案）について
 - (3) 滋賀県再犯防止推進計画の策定について
 - (4) 再犯防止推進計画検討専門分科会の設置について
 - (5) 滋賀県地域福祉支援計画の平成29年度取組内容について

7 概要

〔司会〕

ただいまから滋賀県社会福祉審議会を開催いたします。

それでは、開会にあたりまして、滋賀県健康医療福祉部長より御挨拶申し上げます。

〔健康医療福祉部長〕

改めまして皆さん、おはようございます。

本日は委員の皆様方、何かと御多用の中、本審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素よりそれぞれのお立場におきまして、県民生活の向上に御尽力を賜っておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。

本日の審議会、4つ議題がございますが、1つ目の議事でございます「障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例の骨格」、この件につきましては、昨年の5月に知事から審議会に諮問をさせていただきました。

それ以降4回の条例検討専門分科会、そして条例の重要なテーマ毎に4つのワーキンググループを設けていただきまして、集中的に御議論いただきました。そして本日、皆様にお配りをいたしております答申案をとりまとめいただいたところでございます。

この間、障害者権利条約の精神でありますとか、あるいは障害者差別解消法の制定過程の議論、さらには実際の差別事例973件の分析等を熱心に御議論いただきましたことに改めて御礼を申し上げたいと思います。

本日は、この専門分科会でとりまとめをいただきました答申案につきまして、委員の皆様方の御意見を賜りながら、審議会としての最終の答申案をとりまとめていただければ幸いです。そして、後日、委員長から知事に答申をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また2つ目の議事でございます、再犯防止推進計画の策定に関しましては、この2月にも審議会に御協議をいただいたと聞いております。貧困ですとか障害、疾病、あるいは厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱えた方々が、不幸にも罪を犯してしまった、そういう場合におきましても地域社会で孤立することなく社会復帰を果たせるように総合的な取組を県としても進めてまいりたいと考えております。本日は、この計画策定に向けまして、知事より委員長あて、諮問をさせていただく予定をしております。

今後、審議会に御議論いただきまして、計画の骨子という形でまとめていただければ幸いです。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様方の忌憚のない御意見をいただきま

すようお願い申し上げます、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

どうぞ本日はよろしくようお願い申し上げます。

〔司会〕

はじめに、本日の審議会には、委員26名中19名の御出席をいただいております、委員総数の過半数となりますので、滋賀県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定に基づき会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

次に、各所属団体の役員の改選等によりまして、本日はじめて御出席いただいている委員が3名いらっしゃいますので御紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、一言ずつ御挨拶をいただきますようよろしくお願いいたします。

(委員紹介)

ありがとうございました。なお、本日、御都合により事前に御欠席の連絡を受けている委員の方の御紹介をいたします。

(委員紹介)

次に、本日配布している資料の御確認をお願いいたします。

(資料確認)

以上でございます。不足等ございましたらお知らせいただけますでしょうか。

次に審議会の公開ですが、県が設置する附属機関の審議会は、原則、公開でありますため、本審議会においても公開といたします。委員の皆様におかれましては予め御了承をよろしくお願いいたします。なお本審議会の議事録ですが、委員の皆様の個人名は掲載しませんが、県のホームページ上で公開しますので、併せて御了承いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

それからもう1点、事務局から皆様をお願いしたい点がございます。本日、この会に傍聴の方と手話通訳の方がいらっしゃいます。御発言いただきます時は、できるだけ早口にならないよう、また発言いただく時には、資料の何ページ目であるかなど、適切な間をいただけると大変ありがたいと思いますので、どうぞ御協力よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

進行ですが、社会福祉法第10条の規定により、委員長は会務を総理するとありますの

で、渡邊委員長にお願いしたいと思います。委員長どうぞよろしく願いいたします。

〔委員長〕

皆さん、おはようございます。

どうぞよろしく願いします。この審議会、本日、障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例の骨格の答申という最終段階でございます。様々な議論をいただきたいなと思っています。

私、今朝ほど彦根城のお堀端を歩いて駅まで来たのですけれども、お堀に綺麗な新緑が映っておりました。何故こんな話をするのかと言いますと、私の先輩がかつて言った言葉を思い出しました。社会保障の在り様は国を映す鏡であると。そして社会福祉の在り様は地域を映す鏡であると。そういう意味でこの障害者差別解消条例については、今後、滋賀県における共生社会づくりを映す鏡になってほしいなと思っています。そういう意味で様々な御見地から御議論を賜りたいと思っていますし、またその他の案件も今後の滋賀県における福祉の在り様について、しっかりとした骨組みと、併せて骨太のものを作っていたらと思っております。どうぞ進行の御協力のほどよろしく願いいたします。

それでは議題1、『障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例の骨格について』、事務局の説明をお願いいたします。

〔障害福祉課長〕

(資料1・2 説明)

〔委員長〕

事務局説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

〔委員〕

議論いただいて、まとめていただいているのですが、ちょっと理解しにくい部分があるので質問させていただきます。

1つは、資料2の前文の基本理念のところに「一方的な非難でない、建設的な対話に基

づく差別のない共生社会の実現」とこう書いていますが、元々この条例自体が共生社会を目指そうということが一番大きな最終目的になっているような感じがするのですけれども、この基本理念の中では、それが真ん中あたりに書いてあって、共生社会という良い社会を実現しようということが書かれながら、その前には「差別のない共生社会」、それから「対話に基づく差別のない共生社会」、その前には「建設的な対話に基づく差別のない共生社会」、その前には「一方的な非難ではない建設的な云々」と書いてある。

共生社会を実現しようという大きな目的がある訳ですが、その頭の方に「差別のない」、「対話に基づく」、「建設的な」、「一方的な非難ではない」というそれだけの修飾語がなぜ必要なのかということと、結果としてこれは「一方的な非難ではない」ということが言いたいのかもしれませんけれども、この社会において一方的な非難が横行しているのかどうかというと何か違和感があるなというのが1つです。

それから、次の定義のところの「障害の社会モデル」ということで定義が書いておりますが、ちょっとこれを読んでも正直「障害の社会モデル」という言葉の定義を私個人では理解が難しいという点です。

それと「障害の社会モデル」という言葉と、後で出てくる「社会モデル」という言葉が一緒なのかどうなのかということもわかりませんでした。

そしてもう1つ「市町との連携、連動」という言葉があります。よくこういう言葉が使われるのですけれども、「市町との連動」という言葉はあまり見かけない言葉なので、県として「連携」、「連動」というのはどのような概念で使い分けておられるのかどうかということを教えてください。

もう1つ最後、「地域アドボケーター」という言葉は初めて聞きましたので教えてください。以上です。

〔委員長〕

4点の御質問、よろしく申し上げます。

〔障害福祉課長〕

ありがとうございます。順番にお答えをさせていただきます。

まず1点目の共生社会づくりを目的にして、この条例の中で「対話」あるいは「一方的非難」というような修飾語がついていることに対してどうかということでございます。

共生社会づくりという、特に障害者差別というところに焦点を当てたこの条例でございまして、その差別が起こる要因として、やはり対話の不足、相互理解の不足というものが前提にあるということがございまして、そういう形で対話という言葉も記載をしております。

それから「一方的非難」ということでございますが、この「一方的非難」という事例が実際に多いのかということにつきましては、必ずしも多いというデータはございません。ただこの条例が法律より規制対象を広げる、あるいは上乘せということで厳しくすることがございます。そういうことで、差別をした人を一方的に非難するということになれば、共生社会という相互理解に逆行してしまうということがありますので、念のための規定と言いますか、特にこの「一方的な非難ではない」の次の「建設的な対話に基づく差別のない共生社会」というところを強調するという御意見が委員会の中でもあったものでございます。

それから「社会モデル」、「障害の社会モデル」ということで、用語としてはこの「障害の社会モデル」が正確な表現でございます。定義につきましては教科書的にそこに記載してございます。障害というのは、障害当事者の心身の機能だけではないと、それが社会側の障壁によって障害になるということで、障害者権利条約で明確に記載をされてございます。

段差がなければ車椅子の方でもスムーズに移動できるとか、極端な例ですと、すべての方が手話を使うことができたなら、ろうあ者の方もコミュニケーションに関しては障害がないというような考え方でございます。

それから「県と市町との連携、連動」という「連動」の言葉でございます。これも分科会の中で委員から発言があった言葉をそのまま記載してございます。

発言の趣旨、意見の趣旨としましては、「連携」ということでは何か少し薄いと、もっと障害者差別解消法では市町でも取組をされておりますので、そういうところとがっちり有機的に連動することが必要ではないかという趣旨でございました。

最後に「地域アドボケーター」という耳慣れない言葉でございます。「アドボケート」

ということで、権利擁護という観点で、例えば意思を表明できない方に代わって代弁をす
るとか、権利擁護の観点で様々なサポートを行うということを「アドボケート」というこ
とで、そういうことをされる方を「アドボケーター」と呼ぶということでございます。「地
域アドボケーター」というのはこの答申案でのオリジナルの用語でございますが、そうい
う役割を持つ方を地域に配置してはどうかということでございます。

〔委員長〕

よろしいですか。再確認いただくことがございましたらどうぞ。

〔委員〕

「地域アドボケーター」という言葉を私は知らなくてよかったのですね。オリジナルな
言葉だということですので。

〔障害福祉課長〕

社会福祉の従事者は知っておられると思いますが、一般にはあまり知られていない言葉
でございます。

〔委員〕

条例を作るのだから一般の人にもわかるように、その分野の人だけがわかるだけでなく、
一般の人にもわかる方がいいと思いました。

だいたいおっしゃることはわかりましたが、「障害の社会モデル」の説明は、申し訳な
いですが、理解できなかったのもまた個別に教えてもらいます。

「一方的な非難」のところは、言っておられることはわかりますが、違和感はあるな
と思いました。

「県と市町の連動」については、言っておられることはその通りだと思いますが、今後、
県として出す条例になると、こういうような文言を「連携」と「連動」はどう違うのかと
いうことを県として整理をしていただくべきものかと思いました。これで結構です。

〔委員長〕

私も議論に参加していた者として「アドボケーター」の話ですけれども、これはある弁護士委員さんが提案されたものです。私が非常に良いと思ったのは、はじめ事務局から提案があったのは「相談員」という形の位置付けだったのですが、「アドボケーター」と、確かに一般的に慣れない言葉ですが、当事者性ということを中心に、中立でなく、当事者に寄り添った形で相談に乗るということを示す言葉ということで私は非常に良いのではないかなと評価しております。

また、障害の社会モデルというのは委員と一緒に私もちょっとこれはいかがなものかということで意見を言っております。それで併せてお伺いしたいのですけれども、これは何かの言葉の引用で、どこかで公にオーソライズされて引用されているのかの確認だけお願いしたいのですけれども。

〔障害福祉課長〕

障害者権利条約の訳の中で、もう少したくさん書いているのですけれども、その解説の訳を要約したものでございます。

〔委員〕

私もあまり詳しくはありませんが、1つ目の「一方的な非難でない」というのは、私は「建設的な対話と学び」、「対話と学び」というのは1つのいいキーワードでございまして、「対話」だけでもだめで、相互の関わり合いの中から「学ぶ」ということがあるから差別のない共生社会になりますので、もし修文が許されるのであれば、「建設的な対話と学び」に基づくとされて、「一方的な非難」はやや品格から言うと、ちょっと御検討をしていただければいいのではないかなと思います。意味はわかります。言いたいこともわかりますし、本当に、大学や社会の中でも「一方的な非難」が多ございます。ですから「対話と学び」と1つ目は修文していただけるとありがたい。

それから「社会モデル」なんですけれども、これは国連も、いわゆる障害の定義が大きく変わりました。その中で今までは「医学モデル」、これはとてもわかりやすい。例えば、片腕がない場合は、過去に欠損と表現されていたこともあり、物が持てないから差別され

たこともありました。これは 1981 年くらいまではこのような環境でずっと教えていまして、よくわかったのです。例えば足がないため、走れなくて差別につながるようなことが過去にありました。ところが今はですね、関係性の中で、障壁があったり、差別が起こるのだという、ですから国会議員で片腕がなくても活躍されている方もおられますし、そういう医学的なモデルで物を見るのではなく、社会生活という視点でしっかり見ましようというところで、今、全体が動いております。

特に国も SDGs という持続可能な社会を発展させていくためのゴールというのは経団連も言っておりますし、非常にそれは良い方法として国際的に動いているという訳ですね。ですから障害者の差別の問題も関係性の中で、「社会生活モデル」と言ったり、「社会モデル」と言ったり、いろいろ翻訳がありますが、90 年代以降、この 20 年はこの「社会モデル」という言葉が使われています。違和感なく広めていただけたらいいと思います。逆にね。私達、障害の問題は、別個に扱ってきた歴史が社会福祉の側にもありますので、どうしてもなじみがない、使いにくいというのはありますが、なじみにしていくというのが条例の 1 つの役割かと思っておりますので。言葉の説明ですが最後に丁寧な注釈が必要と思いません。それが今日はありませんので。

〔委員〕

最近の社会はカタカナをよく使うので、それを嫌う人も実はありましてね、やはり漢字で書いてあると日本人はよくわかりやすいところがあって、つついカタカナでありますと、今の話ようにどのような意味かと聞いた場合、漢字で表すよりも広い中身があることがあります。今御説明いただいたことはよく理解できました。でもこれをまず理解してもらうためには、今、委員がおっしゃったように注釈がついていた方が皆さんには御理解していただきやすいのではないかなと思いました。

〔委員〕

「地域アドボケーター」もですね、例えば私、民生委員・児童委員 100 周年の推進委員長もしておりましたので、民生委員さんも実は媒介者であるとか代弁をするという役割がございまして、もちろんアドボケートというのは何々をするようなアドボケートという言葉

を逆につけることはございまして、特に、ですから「地域アドボケーター（代弁者、媒介者）」と、障害の関係性の中で生きづらさを抱えて差別をされている方の思いに近づいて、媒介すると、共感すると、だから代弁するのですよ、というそういう気持ちが出るような工夫をされたら、これはオリジナルで滋賀県はじめての「地域アドボケーター」、早いことやっていただいたらオリジナルで結構だと思います、

〔委員長〕

ありがとうございます。言葉のわかりやすさの話は大事だと思っていますし、この答申は骨格ということですので、あえてこの修正ということではなくてですね、答申を、条例づくりを県の方で進めていく中で、今出た意見を十分配慮いただきたいのと、それから、「社会モデル」ですけれども、やはりこれは明確に、障害というのは心身の機能障害と社会的障壁から受けるものだということを明確に言い切ってもらった方がわかりやすいのではないかと。

要は様々な社会的障壁があるから、障害のある人達がしっかりと街にも出られないとか、学校の教育も受けられない状況があると、そういうことをわかりやすく提示するためにはこの「社会モデル」という言葉は非常に有意義な言葉だと思っていますので、ぜひともわかりやすい条例づくりを進めていただければと思っています。その他、何かございますか。

〔委員〕

この「連携と連動」というところで、連動というのは実動的に何をするかということであると思うのですが、この間、「今日は〇〇のクラスの人と活動した」という話を孫がしてくれました。小学校の中に〇〇という、いわゆるなにか少し一般の子どもさんとは違うものを抱えた子どもさん達のクラスというのが3クラスあるそうです。時々そのようにしてみんなで何かするということを言っていました。

大事なものは、いくら条例を作っても相手の人のことを思いやったりとか、思いやりの心とか、いろんな物を子ども達が持てるような教育であったり、社会であったりということが一番大事なのではないかなと思いましたので、ちょっとお話をさせていただきました。以上です。

〔委員長〕

ありがとうございます。他、どうぞ。

〔委員〕

骨格に関してはこれでよくわかる部分があるのですけれども、今後これをどのように、県民の方々にわかりやすい文言にするとか、条例づくりの具体的な今後のスケジュールであるとか、進め方について少し教えていただけるとありがたいなと思います。

〔障害福祉課長〕

ありがとうございます。審議会から最終の答申を受けた後の県での進め方でございますが、まず答申をいただきまして、県の執行部として条例案、条例づくりに取り組むと、作業を進めるということが1点ございます。

それから今回取りまとめていただくこの答申の内容をまず障害のある当事者の方、あるいは、様々な事業者の方、それにももちろん県民の方々に理解いただくことが何より大切であると思っております、例えばタウンミーティングなどの方法などによりまして周知に取り組んでまいりたいと思っております。

もちろん議会でその都度、御説明をさせていただきます、御意見を頂戴しながら、条文づくりを進めていきたいと考えております。

条例の実効性ということを考えますと、この条例づくりの過程ということが大切だと思っておりますので、これから障害者差別解消法そのものも含めまして、丁寧に周知を図りながら、条文づくりに取り組んでいきたいと思っております。

目標としては今年度中の議会上程、2月の議会に上程ということを作業としては進めてまいります。

〔委員長〕

後程の議論もありますので、時間の関係もありますけれども、この答申文の「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的に議論を早急にして

いくことが望めます」という、まさしくそうだと思っていますので、本日議会の先生方も御出席いただいておりますので、全県的な議論という、議会での議論もしていただくことも必要があると思っておりますので、よろしくお願ひできればと思います。

それでは、県における条例づくりにおいて、言葉のわかりやすさや伝え方というものに配慮をいただくということをもって、この答申案でこの審議会として知事に答申することによろしいでしょうか。お諮りをしたいと思います。

(異議なし)

ありがとうございます。では今言いました意見を踏まえまして答申をさせていただきます。

それでは、議題2の『滋賀県再犯防止推進計画の策定について』、事務局の説明をお願いします。

〔司会〕

それでは、まず健康医療福祉部長より、滋賀県知事から本審議会委員長へ諮問書をお渡しさせていただきます。

皆様方には、諮問書の写しを資料3により配布しておりますので、御覧いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

(諮問)

〔委員長〕

ただいま諮問書を受け取りいたしました。それではただいまの諮問について、事務局説明をお願いいたします。

〔健康福祉政策課長〕

(資料4 説明)

〔委員長〕

ありがとうございました。いわゆる再犯の防止等の推進に関する法律に基づく滋賀県の計画を作るために審議会の意見をお聞きするという上での前提となる御説明でございました。

今ありました説明で御質問なり、あるいは御確認いただくことがございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。それでは議題3に移らせていただきます。『再犯防止推進計画検討専門分科会の設置について』、事務局説明をお願いいたします。

〔健康福祉政策課長〕

(資料5・6 説明)

〔委員長〕

はい、ありがとうございました。設置については、特に問題はないと思います。一番大事なのは計画を作る上での論点についての本日の皆様方の御意見ではないかと思しますので、様々な視点からお願いします。法律に基づく計画ということでもありますので、その辺も併せもって御議論いただければと思っています。よろしくをお願いします。

〔委員〕

計画の素案をお聞かせいただきまして、前回の審議会でも御議論があったと思うのですが、やっぱりこの問題に関しては、『居場所』という部分と『役割』という部分がすごくキーになってくるのかなと思っています。

居場所という部分でいくと前回ありましたけれども住まいの確保という問題ともう1つ、私自身、就労支援をしている観点から申し上げますと、やっぱり働くということによって、単純にお金を得るだけではなくて、期待されるであるとか、自分に役割があるとかいう部分を働くことによって解消していく部分でありますでしょうし、働くということは会社に

仲間がいるという部分に繋がりますし、孤立という部分を防ぐ1つの大きな手段になり、働くことが大事な支援になってくるのかなと思っています。

その中で今これだけの人材不足というのか人手不足の状況がある中で、就労支援を進めるのも就労とか福祉の関係者だけではなくて、御検討いただきたい部分で言いますと、計画づくりの中にも経営者団体の方であったり、産業界の方からも御意見をいただけるようなくみというのを御検討いただくのも1つかなと思ひまして御意見させていただきました。

〔委員長〕

はい、ありがとうございます。検討の中でそういう事業者と言いますか、雇用する方ですね、そうしたことについて御検討いただくということですのでよろしいですね。よろしく願ひします。

私、ちょっと教えてほしいのですけれども、計画の検討における論点で、国の施策と比べて見ていたのですけれども、国の施策として4つの柱建てがあつて、再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等というような取組事項が書いてあるのですけれども、資料6の3(1)の「国・民間団体等との連携強化」という取組事項、連携強化という項目というのは県としてどういう項目なのかと、曖昧というか書いていないので、その辺を教えてくださいたいのですが。

〔健康福祉政策課長〕

ありがとうございます。これから骨格をもとにやっていくのですが、先程、委員からも御意見ございましたが、働く場と住まいをどうやって民間の方々の協力を得ていくかというのを非常に重要なことと思つておまして、そういった取組を検討してまいりたい、計画の中で骨付け、肉付けしてまいりたい。

〔委員長〕

今の説明は、資料6の3(2)の就労・住居の確保ということで整理できると思ひます。

「国・民間団体との連携強化」について、何を連携強化するのでしょうか。国の施策の基本的事項は、再犯防止に関する教育・職業訓練の充実と他4項目が書いてありますが、例えば、国のこの施策、全てなら全てでいいのですけれども、国の施策とどういうふうに関連していくのか、法律に基づいた計画という前提があり、計画の論点ということなのでお聞きします。

〔健康福祉政策課長〕

国の方では例えば民間ボランティアの確保に関して広報充実を進めるとか保護司の候補者検討協議会の効果的な実施、民間ボランティア活動に関する支援の充実、あるいは更生保護施設における再犯防止活動の促進等、あるいは民間の創意工夫による再犯防止活動の促進、民間協力者との連携の強化としましては、いわゆる適切な役割分担による効果的な連携体制の構築という形でいろんな取組が国の計画に盛り込まれております。例えば民間協力者に対する表彰というのも入ったりしているのですけれども、そういったものも県でも同じような、例えば国は国でそういった再犯防止に関わられる民間協力者に対する表彰というものが設けられますけれども、県としても例えばこういった取組と連携する取組を考えていくということも検討していきたいというふうに思っております。

〔委員長〕

またしっかりと議論いただきたいと思います。

〔委員〕

再犯防止の推進計画ということになってきますと、どうしても法務省のリードで進んでいるということもございまして、私など福祉の方からこの問題に関わっている者としてしましでは、どうしてもこういう国の施策がとりあえず外見的な、環境を変えていくという、整えるということ、それもものすごく大事なことなのですけれども、どうしてもそちらの方が中心になっているというところが感じとれます。

やはり再犯、犯罪を繰り返している方の背景を見ていった時に、その環境にうまく適応できない、ちょっと不適切な環境との関わり方をしてしまっているというところをもうち

よっと見ていかないと本当の意味での再犯防止、犯罪から離れていくという人生を歩んでいただくということにはなかなかならないというところがあるというふうに感じております。

そういったところで国の再犯防止推進計画にプラスですね、先程の資料4の4ページの7つの重点分野と主な施策の中の④の「特性に応じた効果的な指導」というのは、実はこれは個人の資質だけではなくて、先程の共生社会の論点でもでました社会モデルと同じように本人の資質とその社会環境との関係性をあらっていく、それが不適切な接し方、関わり方から適切な関わり方へ変えていくというような働きかけも、一人一人に細やかに接していかないと本当の意味の再犯防止にはならないと思っております。

ですので是非とも滋賀県で再犯防止推進計画を策定するにあたりましては、そういった個人への丁寧なアプローチ、支援といった問題も強く入れていただけたらと思っております。

〔委員長〕

ありがとうございました。具体的な提案がありましたので、よろしく御検討ください。

〔委員〕

計画の検討における論点のところなのですが、資料6の3(3)の「保健医療・福祉サービスの利用の促進」、利用の促進なのでそれはそれでいいのですが、ただ再犯を防止するということになると、罪を犯して出所された方の再犯ということ、普通の状態ならいいのですが、例えば性犯罪とかストーカーとかそういうことも入ってくるかと思うのですが、そうなってくると少し今度は医療的なものというのがすごく、そうして出て来られた方というのは多分、精神的なものも結構かなり入ってくるのではないかと思うので、そういうこともここには含まれるのだろうか、どうなのだろうかということは今この文面を見て質問します。

〔委員長〕

重要な御質問だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

〔健康福祉政策課長〕

おっしゃるとおりですね、県としましては再犯の人の中では窃盗とかあると思うのですが、薬物の問題も多いというふうに思っておりまして、つつい薬物に手を出してしまう人が再犯の中でおられる。そういったことから、やはり専門分科会の委員にはそういったことに詳しい医療関係の委員にも御参画をいただいて、その辺についても検討していきたいと思っています。

ただ国の方は刑務所でいわゆるストーカーであるとか性犯罪者に対する専門的な処遇に関して、矯正施設等における専門的処遇は、国は効果的なプログラムを検討されており、県としては、しっかり保健医療・福祉のサービスにつないでいくこととし、例えば生活保護のサービスとかにもつなげるということは計画の中でしっかりやっていきたいと考えておりますし、今御質問いただいた内容についてもこれから詰めていきたいと思っています。

〔委員長〕

よろしいですか。確認ですけれども、全ての犯罪者ということでもいいのですね。対象者は。今の御質問の趣旨はそういうことだったと思うのですけれども。

〔健康福祉政策課長〕

計画自体は犯罪の種類は特に限定はございませんので、もちろん県としてできる部分というのはあるかと思うのですが。

〔委員長〕

わかりました。そういうことだそうです。

〔委員〕

私も立場上、どうしても再犯のことに関しては、本当に真剣に考えないといけないというふうに思っております。先程、「民間団体との連携の強化」のところ、表彰であるとかそういうことも考えているというふうにおっしゃったのですけれども、本当にボランテ

ィアでやっている者にとりましてはそれが目的ではないのです。それと高齢者の犯罪者も今どんどん増えています。そうするとまた（刑務所に）戻りたいから罪を犯すという人が本当は実はすごく多いのです。そこを本当にもう少しその実態をしっかり把握していただいて、支援など色々な連携というものの中身をよく御検討いただきたいなと思います。

〔委員長〕

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、私も保護司の選考委員会の委員をしていて、よく説明を受けるのですけれども、刑務所が暮らしの場になっているのですよ、高齢者にとっては。窃盗、まあ軽い犯罪ですね。そういうふうなことを踏まえると、今、委員がおっしゃったというのは非常に奥深いものがあると思いますのでよろしく御検討いただければと思います。

色々これから御議論いただくということで、そうした有識者に色々御検討いただいて、まさしく先程の共生条例ではありませんけれども滋賀県らしいものをですね、きめ細やかな、先程、社会環境との整合性と言いますか、個別性であるとか、そういう非常に難しい問題でもあります。特に薬物とか性犯罪とかですね、一方で様々な議論がある中で、一網打尽にやるというのはなかなか難しいかなと思いますので、その辺十分な御検討をいただければと思っております。

では、この分科会の設置についてお諮りをさせていただきます。設置するということで御異議はございませんね。よろしいですか。

（異議なし）

ありがとうございます。では設置することに決しました。

次に議題４、『滋賀県地域福祉支援計画の平成 29 年度取組内容について』、事務局説明をお願いいたします。

〔健康福祉政策課長〕

（資料 7 説明）

〔委員長〕

はい、ありがとうございました。今の取組内容についての御質疑ございましたらよろしくお願いいたします。

〔委員〕

（資料7）4ページの生活困窮者自立支援の取組についてということで、任意事業の中で斜線を引いている分について、各市町によって色々あると思うのですが、この部分については県として色々な指導とか後方支援とか何かをしていくのか。斜線を全部消していただくようお願いをしたいのですが、県としての働きかけはどうなのかというのが1点。

10ページの（7）の災害時要配慮者支援対策研修会で、グループワークとかをされて、この中で一番しなければならない、災害時しなければならないのは何だったのかというのがもしあれば参考までにお聞かせをいただきたいと思います。

〔健康福祉政策課員〕

資料7の4ページの生活困窮者自立支援の任意事業の取組でございますけれども、今、国会に生活困窮者自立支援法の一部改正法案が出されておまして、特に就労準備支援事業と家計相談支援事業については、更に強化するという事で審議されております。県としましても特に就労準備支援事業と家計相談支援事業について、この7月、8月を目途に各自治体の方と意見交換をしながら、未実施の自治体への新たな取組を促すために実施している自治体の取組ですとか色々情報を提供していきたいと思っております。

学習支援事業につきましてももう間もなく実施がそろうと思っており、米原市も今年度から取組をしていただいております。

一時生活支援事業につきましては、ホームレスの方への支援となるのですが、なかなか全国的にも伸び悩むところがありまして、ただ都市部でのニーズがあったりですとか、地方では助け合いの部分があったりもしますので、一時生活支援事業については、今後、取組を検討していくというところであります。

〔健康福祉政策課員〕

災害時要配慮者支援対策研修会のポイントについて、御説明させていただきます。一番、課題になりましたのは、（資料7）10ページの下半分のところの個人情報保護法と災害というところで、実際の現場では個人情報の取り扱いというのは非常に混乱されているところが一部ありました。そもそも個人情報に関して要配慮者の方の名簿をいただくということになっているのですが、個人情報の保護という観点だけで、名簿をもらってそのまま金庫にしまっておく、それでは何ら役に立たない。こちらに書いてありますように最終的にはいざという時に個人の権利と利益の保護につながる、例えば東日本大震災の時に家族からの安否情報の問い合わせに自治体が回答を拒否することもありました。要配慮者の方はなかなか連絡がとりにくいこともあり、そういう状況で実際、どこにどんな方がいらっしゃるのか、個人情報で全部非開示になり、何らわからず支援の方法なり、取っ掛かりが全然進まないケースがありました。このように災害時には個人情報の保護だけではなく、それをさらに個人の利益と、今後どうつなげていったらいいのか、今後具体的にどうしていったらいいのかというところは手探りのところはあるのですけれども、まず必要な情報は災害時には開示していこうと、そこが論点になって御説明いただきました。

〔委員〕

この地域福祉支援計画は非常にいいものを県としては作られたのですが、課題が3つぐらいありまして、1つはとにかく社会福祉法が改正されて、この4月から施行でございますので、それに乗っ取って各地方自治体は全ての項目に関して今検討されていると思います。ですから計画期間が平成32年までですので、もうそろそろ準備にかからないと、やや課題がたくさん残る。法改正があったわけですから、今回の法改正はすごい法律改正です。そのところをどういうふうに読むかです。

それから2つ目は、やはり市町でお作りになるという、非常にしんどくって、日野町でもやはり他の計画と一緒に考えるということがあるのではないのでしょうか。今回の法改正の趣旨もいわゆる上位の総合計画的なものという考え方、理念計画としての位置づけです。ただ実効性のあるものにするには、少しそれでは弱いという形で。数量的な目標とかきっちり出していくという時代だということで、予算もつけてですね、よく揶揄されて理

念計画だからあんまり議員さんも熱心でなかった時代がございますが、これから違ってくると思います。そういう意味では色々な中に具体の住まいから就労からかなり具体のものが入ってきます。県は、そののところを市町と一緒にどういうふうに情報を出し、指導という立場にないにしても一緒に作っていくようなそういう改正をもう少し進めていただきたいというのが2つ目でございます。

3つ目は、今出ています再犯の問題とか障害者差別解消問題、少し早めに出したわけですが、本格的な時代に入りますので、そういう意味では食育も含め、私は農業から全て入れないかと考えます。農福連携の問題もございますし、そういう時代なので、ちょっと1年ではできない時代に入りましたよというのは3つ目に申し上げて、どうぞ御準備をいただきたいとこのように思います。

〔委員長〕

はい、ありがとうございました。今後の進め方、今の御意見を十分に配慮いただきながらやっていただきたいと思っています。

それでは長時間に渡りまして熱心に御議論いただきありがとうございました。これで終了させていただきますして、事務局の方にマイクをお返しいたします。

〔司会〕

皆様どうもありがとうございました。最後に部長より御礼の言葉を述べさせていただきます。

〔健康医療福祉部長〕

本日は最後まで熱心に御議論いただきまして誠にありがとうございました。

委員長におかれましては、進行ありがとうございました。また、条例検討専門分科会においても会長を引き受けていただきました。本日、このような素晴らしい条例の骨格の答申案をいただきました。これからこの答申をいただきましたならば、県として条例設置を進めてまいることとなります。本日いただきました御意見の中でも特にわかりやすさということが大切だということで、『地域アドボケーター』あるいは『市町との連動』という

言葉の使い方、十分御意見を踏まえながら考えたいと思っております。

また、社会モデルということにつきましても、医学モデルから時代が変わってきたというそのような背景も十分理解しながら、どういう表現がよいのか考えていきたいと思っております。

条例については、県民の皆様には十分知っていただく、あるいは御意見を聞いていくということをしてしながら議会の委員会の方でも御意見を賜り、今年度中にできれば条例として作り上げたいというつもりでおりますので、引き続き、御指導よろしくお願ひしたいと思います。

手話言語と情報コミュニケーションに関しましても、すぐに検討に入れるような体制で臨みたいと考えております。

また、再犯防止につきましても、実態をよく知ってほしいという御意見、あるいは一人一人の個性、関わりの適切さ、そういうものをよく見ながら、形だけでない、本当に滋賀らしいものになるようにこれから検討を進めていただけるような資料作り、輪郭を作っていくたいと思っております。

それでは本日は本当にありがとうございました。今後とも地域福祉、再犯防止の推進など御協力を賜りますようお願いを申し上げます最後の御礼の言葉といたします。

ありがとうございました。